

奈良県告示第四百号

昭和三十九年四月奈良県告示第一号（分任出納員への事務の委任）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

表民俗博物館に勤務する出納員の項中「及び図録売払代金」を「図録売払代金及び諸収入」に改め、同表橿原公苑に勤務する出納員の項中「公苑本館の更衣室に係る」を削る。